

障害福祉サービス 令和5年度までのおさらい



目次

INDEX

(1)令和3年度報酬改定のポイント

- ① 身体拘束等の適正化のための措置
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための措置
- ③ 業務継続計画(BCP)
- ④ ハラスメント防止のための方針等

(2)令和5年度の新規追加事項

安全計画の策定等・自動車を運行する場合の所在の確認



はじめに

令和5年度までの各改定事項や義務化されたポイントについて改めて確認しましょう

- 令和6年度報酬改定は、前回令和3年度の改定から改定箇所は大きな変更はなく、加算・減算の追加や要件の見直しなどが中心となっています。報酬改定以外にも追加で義務化された事項もありますので、まずは令和5年度までの改定・変更事項について改めて確認してください！
- 義務化された内容のうち、まぎらわしい「各種計画」の整理については別の資料を用意していますので併せてホームページよりご確認ください。

区公式ホームページ

トップページ > 健康・福祉 > 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査(検査) >

障害福祉サービス > 事業者向けのお知らせ



目次

INDEX

(1) 令和3年度報酬改定のポイント

- ① 身体拘束等の適正化のための措置
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための措置
- ③ 業務継続計画(BCP)
- ④ ハラスメント防止のための方針等

(2) 令和5年度の新規追加事項

安全計画の策定等・自動車を運行する場合の所在の確認



①身体拘束等の適正化のための措置

身体拘束の適正化に係る運営基準を満たしていない場合は、**基本報酬が減算**となります！

令和3年度の報酬改定に伴う運営基準の改正により、身体拘束の適正化の推進のため、事業所の取り組みが令和4年度より義務化されています。障害福祉サービスにおける身体拘束の適正化の内容について改めて確認しましょう。

◆身体拘束とは？ 本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる行為のこと

不適切な身体拘束は、障害者の意思にかかわらず身体的・物理的な自由を奪い、行動を抑制または停止させる行為であり、障害者の能力や権利を奪うことにつながりかねません。そのため、**緊急やむを得ない場合を除き禁止**されています。

◆不適切な身体拘束をすると？

- ・本人の尊厳を侵害、身体的・精神的にも弊害を及ぼす
 - ・家族にも大きな精神的負担
 - ・職員のモチベーション・支援技術の低下につながる
- ⇒ **様々な悪循環が発生**

「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は
身体的虐待に該当します！（障害者虐待防止法）



①身体拘束等の適正化のための措置

具体的には、下記のようなケースが「身体拘束」に該当します！

《身体拘束の具体例》

- 車いすやベッド等に縛りつける
- 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける
- 行動を制限するために介護服(つなぎ服)を着せる
- 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離している



①身体拘束等の適正化のための措置

身体拘束未実施減算はR5年度～適用開始し、R6年度報酬改定で減算単位の変更あり

令和3年度報酬改定により、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件が追加されました。減算については、令和5年度より適用が開始しています。

《減算要件》 令和5年4月1日より、次の運営基準をすべて満たさないと、基本報酬が減算となります。

- ① 身体拘束等に係る**記録**
- ② 身体拘束等の適正化のための**委員会**の開催
- ③ **指針**の整備
- ④ 定期的な**研修**の実施

①の記録は身体拘束を行っていない場合は不要ですが、様式は整備してください。
また、②～④はどの事業所も必ず行う必要があります！



①身体拘束等の適正化のための措置

身体拘束未実施減算について各減算要件のポイントを確認しましょう！

●身体拘束等に係る記録

身体拘束等を行う場合、その「様態」「時間」「利用者の心身の状況」「**緊急やむを得ない理由**」その他必要な事項を記録する必要があります。

【緊急やむを得ない場合とは・・・】

次の**3つの要件をすべて満たし**、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合のこと。

- ア 切迫性 :利用者本人又は関係者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- イ 非代替性 :身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ウ 一時性 :身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

●身体拘束等の適正化のための委員会の開催

- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に(**年1回以上**)開催すること。
- ・検討結果について従業者に周知徹底を図ること。

●指針の整備 身体拘束等の適正化ための指針を整備すること。記載する項目は次ページ参照

●定期的な研修の実施 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に(**年1回以上**)実施すること。



①身体拘束等の適正化のための措置

参考情報1 「身体拘束等の適正化のための指針」に記載すべき項目

- ◆ 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- ◆ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ◆ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ◆ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ◆ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ◆ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ◆ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

参考情報2 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の留意事項

●組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときは、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定すること。また、個別支援計画に、身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載すること。

●本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合は、これらの手続きの中で利用者本人や家族に十分に説明し、了解を得ること。

●必要な事項の記録

身体拘束を行った場合、その様態及び時間、利用者の心身の状況や緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録すること。



②感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症が発生した場合やまん延防止に備えて次の措置を行いましょう！

令和6年4月～義務化！！（経過措置期間終了）

●義務化された措置

ア 委員会

委員会の定期的な開催

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する 委員会 を定期的に開催すること。

イ 指針の整備

感染症の予防及びまん延の防止のための 指針 を整備すること。

ウ 研修&訓練

指針に基づいた 研修 及び 訓練 を実施すること。

参考資料：厚労省資料

- ・ 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル
- ・ 障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き



②感染症の予防及びまん延防止のための措置

義務化された措置の各内容についてポイントを確認していきましょう！

ア 委員会の定期的な開催

- 委員会で検討した結果について従業者へ周知すること。
- 定期的に開催すること。

おおむね**6月に1回以上** ⇒対象①
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援・就労定着支援・自立生活援助
地域移行支援・地域定着支援・特定相談支援・障害児相談支援

おおむね**3月に1回以上** ⇒対象②
療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型
共同生活援助・障害者支援施設・児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問・児童入所施設

- 感染対策担当者を決めておくこと。
- テレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- 他の会議体と一体的に設置・運営することができる。



②感染症の予防及びまん延防止のための措置

義務化された措置の各内容についてポイントを確認していきましょう！

イ 指針の整備

《指針に記載する項目》

- 平常時の対策 事業所内の衛生管理、ケアにかかる感染対策等
- 発生時の対策 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、区など関係機関との連携、区との連携及び報告等
- 連絡体制の整備 事業所内及び関係機関との連絡体制等

ウ 研修&訓練

- 定期的を実施すること。
 - 年1回以上 ⇒10ページ対象㉠とおなじ
 - 年2回以上 ⇒10ページ対象㉢とおなじ
- 上記とは別に新規採用時は研修を実施することが望ましい。

事業所内外の連絡体制の整理や、マニュアルを参考に各事業所の状況にあった内容のものを作成しましょう。
コロナに特化したものではなく感染症全般に対応したものが望ましいです。



③業務継続計画(BCP)

義務化された内容についてポイントを確認していきましょう！

※R6年度～「義務化」&報酬改定で「業務継続計画未策定減算」が新設されています

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対してサービス提供を継続することおよび非常時の体制で早期の業務再開を目指すため、次の措置を講じることが義務づけられています。

◆ **業務継続計画の策定** ⇒ 感染症に係る業務継続計画

⇒ 災害に係る業務継続計画

◆ **研修・訓練**を実施すること。



参考資料:厚労省資料

ガイドライン ・新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

・自然災害発生時の業務継続ガイドライン

BCPのひな形や研修動画(厚労省HP)

障害福祉サービス事業所等における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

※BCPとは? Business Continuity Plan
災害などの緊急事態発生時に業務を継続することができるようにあらかじめ作成する計画のことです!



③業務継続計画(BCP)

計画に盛り込むべきポイントは「感染症対策」「災害対策」それぞれ下記のとおりです

種別	必須項目	
	感染症BCP	災害BCP
平常時	平時からの備え ⇒体制構築・整備、感染症防止の取り組み、 備蓄品の確保等	平常時の対応 ⇒建物・設備の安全対策、電気・水道等のライ フラインが停止した場合の対策、必要品の備 蓄等
発生時	初動対応	緊急時の対応 ⇒業務継続計画発動基準、対応体制等
協力体制の確立	感染拡大防止体制の確立 ⇒保健所との連携、濃厚接触者への対応、 関係者との情報共有等	他施設及び地域との連携

- ◆ 災害や感染症発生時に迅速に行動できるよう、**全体の意思決定者**を決めましょう。
- ◆ 各業務の担当者を決めたり、**連絡体制**を整理しましょう。
- ◆ 業務の優先順位をつけて、職員の出勤状況に応じて対応できるようにしましょう。
- ◆ 計画策定後は**定期的に見直し**を行い、必要に応じて**計画の変更**を行いましょ。
- ◆ 従業者に対し、業務継続計画について**周知**しましょう。



③業務継続計画(BCP)

研修・訓練を実施についてのポイントは下記のとおりです！

- ◆ 研修及び訓練(シミュレーション)を**年1回以上**実施してください。
- ◆ 研修及び訓練の内容について**記録**を残してください。
- ◆ 感染症BCPに係る研修&訓練は、**感染症の予防及びまん延の防止のための研修&訓練と一体的**に実施することが可能です。
- ◆ 災害BCPに係る訓練は、**非常災害対策に係る訓練と一体的**に実施することが可能です。
- ◆ 新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。



④ ハラスメント防止のための方針等

「セクハラ」「パワハラ」については、防止方針の明確化+従業員への周知&啓発が重要です！

◆ 方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発してください。

※セクシュアルハラスメントについて

セクハラは上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。

◆ 相談受付体制の整備

担当者や相談対応窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

参考資料：厚労省HP

・障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアル及び研修の手引き等



④ ハラスメント防止のための方針等

「カスタマーハラスメント」についても、防止指針などの取組を行うことが望ましいです！

◆ 被害防止対策

マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組を行うこと

◆ 相談受付体制の整備

相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備すること

◆ 被害者への配慮

メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等

利用者やその家族に対し、事業所が提供するサービスについて十分に説明し、ハラスメントによりサービス提供が困難となり契約解除となる可能性もあることなどを説明し、理解を得ることが望ましいです。



目次

INDEX

(1) 令和3年度報酬改定のポイント

- ① 身体拘束等の適正化のための措置
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための措置
- ③ 業務継続計画(BCP)
- ④ ハラスメント防止のための方針等

(2) 令和5年度の新規追加事項

安全計画の策定等・自動車を運行する場合の所在の確認



安全計画の策定等

障害児の安全の確保のため、安全計画の策定と計画に従って必要な措置をとることが令和5年度より義務づけられています！

- ◆ 安全計画を策定する
- ◆ 研修及び訓練を定期的実施すること
- ◆ 安全計画に基づく取組の内容を保護者に対し周知すること
- ◆ 自動車を運行する場合の所在の確認

「安全計画」とは

日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練その他安全に関する事項(設備の安全点検、従業員、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含む)を盛り込んだ計画です！

参考資料：厚労省資料

- ・ 障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について
別添資料3「事業所安全計画例」
(令和5年7月4日子ども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)



義務化された内容の留意事項について確認しましょう！

◆ 安全計画を策定する

事業所の設備等の安全点検や、事業所外での活動等を含む事業所等での活動、取組等における事業者や障害児に対する安全確保に関する取組についての年間スケジュールを定めること。

◆ 研修及び訓練を定期的実施すること

策定した安全計画に従業者へ周知するとともに、研修や訓練を定期的実施すること。

◆ 安全計画に基づく取組の内容を保護者に対し周知すること

事業所での安全計画に基づく取組の内容等を説明し、周知すること。

令和6年4月～義務化！！
(経過措置期間終了)

◆ 自動車を運行する場合の所在の確認

- ・自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により障害児の所在を確認すること。
- ・送迎の際は、車内の障害児の見落としを防止する装置(ブザー等)を装備し、降車時に所在確認をすること。





経過措置期間終了のまとめ



	指針・計画	委員会	研修・訓練	その他
感染症の予防及びまん延防止のための対策 (感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための措置)	指針	6月に1回以上 ★他の会議体と一体的に設置・運営可	(研修・訓練) 年1回以上	感染対策担当者
		3月に1回以上 ★他の会議体と一体的に設置・運営可	(研修・訓練) 年2回以上	
業務継続計画 (BCP)	計画	—	(研修・訓練) 年1回以上 ★感染症対策 (研修・訓練) 及び非常災害対策 (訓練) と一体的に実施可	★令和6年度から「業務継続計画未策定減算」適用あり
安全計画の策定等 (障害児)	計画	—	(研修・訓練) 年1回以上	自動車を使用する場合の児童の確認 (ブザー等の整備)



感染症対策のための指針と業務継続計画のちがい



	感染症の予防及びまん延の防止のための指針	感染症に係る業務継続計画
目的	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業所において、適切かつ安全で質の高い支援の提供を図るために定めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業所内で感染症が発生した場合もサービス提供を継続するために定めるもの
平常時の対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業所内の衛生管理 (環境の整備、委員会の設置・運営、研修、訓練 など) ■ 支援にかかる感染対策 (手洗い、標準的な予防策 など) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 体制構築・整備 (役割分担、情報の共有・連携 など) ■ 感染症予防に向けた取組 ■ 備蓄品の確保
発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発生状況の把握 ■ 感染拡大の防止 ■ 医療機関や保健所、行政機関等との連携 ■ 関係者への連絡 ■ 行政等への報告 など 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 初動対応 (対応主体、対応事項 など) ■ 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有 など)